

発明実施部会の運営について

発明実施部会の議事の運営については、以下のとおりとする。

1. 発明実施部会の公開について

本部会は、工業所有権審議会運営規定第5条に基づき、原則として、会議、議事録及び議事要旨を非公開とする。

2. 会議で使用了た資料の取扱いについて

会議で使用了た資料は、工業所有権審議会運営規定第5条に準じ、原則として非公開とする。

3. その他

前2項以外の本部会の議事の運営に関する判断は、部会長に一任するものとする。